

災害時における石綿モニタリング等に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と北海道環境計量証明事業協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害に伴う建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿（アスベスト）の飛散状況を把握するための環境モニタリング（以下「石綿モニタリング」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市内において地震、洪水、土砂災害その他の大規模な災害により建築物等が損壊した場合に、迅速かつ円滑に石綿モニタリングを行い、市民の安全・安心に寄与する基礎データの収集に努めるために、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害時とは、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程第3条で定める災害対策本部が設置された場合又は同規定に依らない場合でも自然災害等で緊急を要する事案が発生した場合をいう。

（業務の内容）

第3条 石綿モニタリングに関して、災害時に乙が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙の会員の被災状況、石綿モニタリングの実施能力の把握
- (2) 石綿モニタリングを実施可能な会員の情報の甲への提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（体制の整備）

第4条 甲は、乙と協議の上、石綿モニタリングを行うための連絡体制を整備するものとする。

- 2 石綿モニタリングを行う者（以下「モニタリング実施者」という。）は、乙から提供される情報等に基づいて甲が決定する。
- 3 甲及び乙は、石綿モニタリングに関する訓練を年に1回以上行うものとする。
- 4 前項の訓練の内容は、甲乙協議の上定める。

（石綿モニタリングの実施）

第5条 石綿モニタリングは、甲の要請によりモニタリング実施者が行う。

- 2 前項の石綿モニタリングは、環境省が定めた最新の「アスベストモニタリングマニュアル」に基づいて行うものとする。

(石綿モニタリングの費用)

第6条 前条第1項に基づく石綿モニタリングの費用（消費税及び地方消費税を含む。）は、甲が負担し、モニタリング実施者に支払う。

2 前項の費用は、災害発生直前の時価を基準に甲及びモニタリング実施者が協議の上定める。

(調査結果の報告)

第7条 モニタリング実施者は、甲の要請により実施した石綿モニタリングの調査結果を速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結日から1年間その効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない物質の環境モニタリングが必要となった場合は、甲乙協議の上、石綿モニタリングと同様に対応できるものとする。

2 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年2月7日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
札幌市長 秋元 克広

乙 札幌市北区北24条西14丁目8番5号
北海道環境計量証明事業協議会
会長 高橋 徹